

○財務省告示第二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
五	四	三	二	一
一、〇七六トン	二二一、三五五トン	四トン	〇トン	〇・八トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
五一四トン	八九九トン	一一、六三七トン	九九、六五三トン	七、三六九トン	四一六トン	三九三、二四六トン	一、〇一七、三二七トン	四、二六九、五一四トン	五三、七二〇トン	四、二〇四トン	五、一〇五トン	三一、二三五トン	一トン	一六トン	五トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	一八、二〇三トン
三七九トン				九、六三五トン	三、六五七トン	〇トン	三、六五二トン	一五トン	五三〇トン